

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	建築物環境衛生管理技術者講習会	
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活衛生課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること
	II	建築物衛生の改善及び向上等を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・ <b>推薦</b> ）
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）では、多数の者が利用する建築物の衛生的環境を確保するため、当該建築物の所有者等に対して、建築物環境衛生管理基準の遵守等を義務付けるとともに、厚生労働大臣が交付する免状を有する者のうちから「建築物環境衛生管理技術者」を選任してその維持管理の監督に当たらせることが義務付けられている。</p> <p>当該免状を受けるには、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が実施する講習会の課程を修了することが必要とされている。</p>
関連公益法人名
(財) ビル管理教育センター

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>本講習会は、建築物環境衛生管理技術者となる者に対して、建築物の維持管理に関して環境衛生上必要な知識を付与するものであり、建築物衛生法の根幹をなすものである。</p> <p>例年実施している建築物環境衛生管理基準の不適合率の調査によれば、平成 1 6 年度においても、顕著な減少こそ見られないものの目立った増加はなく低水準で推移していることから、本講習会は建築物の衛生的環境の確保に一定の成果を挙げていると言える。</p> <p>また、本講習会事業を登録講習機関が実施することについては、本来国が実施する講習会を、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の登録を受けた者が法令による基準に基づき公正に行うことにより、行政事務の簡素合理化に資しているものである。</p> <p>(参考 1) 建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移</p>

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
浮遊粉じんの量	2. 1%	2. 2%	1. 6%	1. 8%	1. 9%
一酸化炭素含有率	0. 5%	0. 5%	0. 5%	0. 3%	0. 5%
二酸化炭素含有率	7. 5%	8. 2%	9. 0%	8. 5%	10. 6%
温度	8. 2%	9. 7%	9. 2%	10. 4%	10. 0%
相対湿度	28. 0%	30. 8%	32. 9%	34. 6%	36. 5%
気流	1. 0%	1. 2%	1. 1%	0. 9%	1. 2%
水質基準	0. 2%	0. 3%	0. 2%	0. 2%	0. 4%
残留塩素含有率	1. 5%	1. 3%	1. 7%	1. 8%	1. 6%

(参考 2) 建築物環境衛生管理技術者講習会の登録講習機関数の推移

年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
登録(指定)講習機関数	1	1	1	1	1

※平成 15 年度までは指定講習機関の数

#### 評価結果 (事務・事業の必要性)

本講習会は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとするとともに、当該事業を効率的に運営する観点から、登録講習機関が本講習会を行うこととする。

なお、講習機関については、平成 16 年 3 月 31 日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす講習機関であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

### 3. 特記事項